

優しい開発、苛烈な開発 -- 農村における移動精米業の出現をめぐって (特集 インドネシア・ユドヨノ政権の1年 -- 第1部 「成長」へ向けた政策と課題)

著者	米倉 等
権利	Copyrights 日本貿易振興機構 (ジェトロ) アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アジ研ワールド・トレンド
巻	123
ページ	19-21
発行年	2005-12
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00005573

特集

特集／インドネシア・ユドヨノ政権の1年

優しい開発、苛烈な開発——農村における移動精米業の出現をめぐる

米倉 等

●改革の方向

市場重視の経済改革が進められているのは、日本ばかりでなくインドネシアなどの発展途上国も同様である。既得権益の集中しやすい事業官庁や公社公団の類の企業化あるいは国営企業の民営化は、周知のようにスハルトが退陣した一九九八年以降加速化し、電力公社や石油公社、プルトミナの改革、国家機関であった食糧調達庁（BULOG）の国営企業化などが実施された。

加えて、兵員組合や農村協同組合（KUD）のあり方も問題になっている。とくに兵員組合は、スハルト時代に整備が進み、元来は財政から支給される給与が低いことを補填して兵員の経済厚生を引き上げ、綱紀と忠誠心を確保することを目的とした。これら職員組合は、中央・地方の政府、国営企業、様々な事業団、大学にも存在し、給与補填のためのビジネスを行ってきた。事業所資産を無償で借用して、あるいは格安で払い下げられた機器や施設（兵員組合なら船舶や車両）を利用して、割得なビジネスを行ってきたであろうことは想像に難

くない。スカルノ時代に接収された植民地宗主国オランダの資産は、職員組合等に受け継がれ今日に至るものが少なくない。

建国五原則（パンチャシラ）にも謳われるように、インドネシア社会主義を標榜する国家であれば、こうした職員組合や協同組合を通じた給与補填・利益分配システムは当然あり得るし、企業家や企業の発展が不十分な社会では必要な制度かもしれない。すなわち、開発独裁といわれたスハルト政権は、民主化と自由を後回しにする「苛烈な開発」（参考文献④参照）戦略を採ったが、ゴルカルや軍など体制内の人々には「優しい開発」が用意されていたともいえる。国営企業や協同組合の問題は、いわば国家的制度たる機構の改革だが、その動きや精神は、地方の農村レベルでも喧伝され浸透しつつある。「苛烈な開発」が否定され、「優しい開発」が目指される今日、地方公務員の間でも、分権化、市場機会へのアクセス、エンパワーメントなどファッショナブルな言葉が語られるようになった。とはいえ、唐突とも思えるエンパワーメントであり参加型開発である。地方の現場では、混乱や

戸惑いも少なくない。

●移動精米業の出現

市場重視は、経済の効率化を実現することが大きな目的だが、もう一つ重要な目的は企業家あるいは企業的精神の創出であり、後者こそ開発の本質ともいえよう。精神面も含めた豊かさを実現するために大切なことは何か、人々が求めているものは何かを自ら判断でき、求められている財やサービスを創出し供給するために自己決定できる条件の整備が企業家の創出に重要であろう。そんな事例が実際に現れたか、と思えた事例があったので以下に紹介したい。

筆者はここ数年、ジョグジャカルタ特別州スレマン県の農村地域で精米業者及び農産物流通業者の調査を行っているが、この地域に移動精米業者が出現した。ささやかな事例だが新たなビジネスの誕生であり、農村の主婦層には歓迎されている。その数は次第に増えているが、この動きに真つ向から反対するのが既存の精米業者である。ジョグジャカルタ特別州の他の県では、この移動精米業を禁止する動きもある。交通

規則を守らず、農村地域に騒音と廃棄されるゴミをもたらず、というのが表立った理由だが、既存の業者にとっては、顧客を奪われることに対する懸念があることは明らかである。運搬車は車両ナンバーのない違法車であるから、本来なら道路を走ることもできない。零細とはいえ企業家たらしとする人々を市場機会から遠ざけてしまおうとする既存勢力との確執は次第に大きくなりつつある。

移動精米業は一九九〇年代に東ジャワで出現し、二〇〇〇年代に入ってとくに増えた。ある若者は、自動車修理工場を解雇され、自動車や機械の知識・技能を生かして既存の移動精米機を参考にしながら自作した。また、ジャカルタのスーパーマーケットを解雇されたのを契機に妻の実家のある村に戻り、残った蓄えを投資して移動精米機を依託組立して商売を始めた者もいる。さらに、父親が退職公務員や退役軍人で、親の出資で仕事を始めた者もいる。いずれも二〇〜三〇歳代の若者が中心の新しいビジネスである。

移動精米機は、廃棄された中古小型トラックのフレームを利用し、エンジンと脱穀精米機一式をマウントする。組み立てれば一台約一五〇〇万円ピア(約一七万円)、購入でも二〇〇〇万円ピア強である。精米料はキロ当たり一二五ルピアで、副産物の糠は精米業者の取り分となり、これを畜産飼料業者や農家に販売するとキロ四〇〇ル

ピアになり、かなり良い収入となっている。使用人を使って移動精米を操業する場合、オーナーは利益の二〇％程度をオイル交換など機械の維持管理費とし、残りの八〇％を二〜三人からなるオペレーターと折半するのが一般的な利益分配方式である(二〇％対九〇％という事例もある)。あるケースでは二週間毎(二日労働、金曜休日)に利益分配を行い、この間の利益が平均約一三〇万円ピアであった。オペレーター三人が受け取れるのは計約五四万円ピア、一人当たり一八万円ピア強だった。一日一回の食事とタバコ銭約八〇〇ルピア相当が現物で与えられ、合わせて日当は二万三〇〇〇ルピアである。平均的には、日当二万五〇〇〇〜三万ルピア程度の労賃で、修理工場の日当よりは高いようである。移動精米機を自分で作製または購入してオーナーになれば彼らの収入は相当向上する。

移動精米への新たな需要が拡大しているのは、既存の精米所が一カ村当たり数軒に限られて利用者には不便なことがある。調査県では一九八〇年代前半以来、精米所の新規開設を止めてきた。住民が「ハーオー」と呼ぶ政府環境規制(jinder ontanarie)で、一キロ四方に一カ所程度に制限されている。精米所間の過当競争を防止する意図もある。農家の女性たちは自分で籾を精米所に運んで精米した米を持ち帰る作業の手間を省いてくれる移動精米を歓迎している。かつては村の中には手間賃を取って精米を代行す

る商売があったが、今ではほとんどない。米の集荷は、精米所やジュラガン(jurang)やプングヤン(pugyan)と呼ばれる規模の大きな集荷商らによってかなりの程度組織化されている(参考文献③参照)。彼らの下で働く小集荷商はほとんど女性だが、集荷に専業化して精米の代行をする者は少ない。

●社会の対応

村の中でここ数年来起こっている移動精米業出現という変化が興味深いのは、新たなビジネスチャンスに対する人々の反応である。農村に住む女性、移動精米業を始めようとする貧困な農業労働者層の若者、精米業を営む村の富裕層、郡庁や県庁の所在地にいる金貸し業あるいは銀行、そして県知事以下県行政の動きである。

精米業者は、県知事以下県の関係部局などに陳情を繰り返して反対しているが、他方若い移動精米業者はデモを行うなどこれに対抗している。かくして、県行政は、移動精米事業に対して冷淡な対応をとっている。県知事が二〇〇三年に定めた移動精米業に関する規則は、車両登録や運転免許証取得は当然としても、既存の精米業者の事業の一部としてのみ認めるといふ、既存精米業者に対する保護色の強いものであった。警察も、無免許運転や違法車を取り締まり、集落外の公道の通行を規制している。

県は、既存の精米業者とは密接な関係を

保ちたい事情がある。彼らの多くは村の富裕な農民層や村役人であったり公務員であったり教員であるなど村の有力者である。

最近、食糧調達庁による米の集荷がこの地域では行われなくなり、収穫期の価格の暴落を抑止するため、県農業部では国の政策で公定の米調達組織を設立している。精米業者を中心に収穫期の米の調達を確保し、地方レベルでの食糧安保に資する農村経済事業機構（LUEP）と呼ばれるプログラムである。このようなプログラムは、精米業者が協力しなければ機能しないので、彼らを対象として業界団体も組織している。農業部は定期的に精米業者を集めて集会を開き、理解と協力を得ると同時に様々な要望を聞く機会を設けている。そのなかには、移動精米業の活動を厳しく制限ないし禁止する要望も挙がってきている。

県行政がネガティブな対応をしていることもあり、新たなビジネスを展開しようとする若者たちは、移動精米機を購入する資金を借りられない羽目に陥っている。代わって金貸しが出資して若者はオペレーターや作業助手として雇われている。金貸しの資金源は、銀行であるから皮肉と言うほかはない。若者たちに担保保証をしてくれる制度があれば、自ら銀行から資金を借りて購入できるにもかかわらずそれができない。逆に、富裕層にとっては一種のレントを得る良い機会になっている。また、この地方にもイスラム銀行方式の信用組合があり、

零細な事業者に対する小口金融機関として重要な役割を果たしているが、県の方針や既存精米業者との関係もあって、移動精米業への貸し付けには躊躇している。

他方、公務員を退職した者には、国営の銀行支店も資金を貸していた。ある事例では借入金一五〇〇万ルピアで、返済期間三六カ月、月利一・三％という条件であった。信用制限問題の具体例がここで観察される。行政の積極的な支持があれば、このような信用制限問題、金貸し業に生じるレントは抑制できるはずだ。権力に近い者あるいは権力にとって利用価値のある者に優しく、遠い者には厳しいという現実が今のインドネシアには依然としてあるようだ。

●まだ続く「苛烈な開発」

開発を「自由の向上」としてみるならば、移動精米業者が信用制限を受けることなく、また規則に縛られビジネスの機会を奪われるのではなく、既存精米業者に隷属させられることのない開発が正しい道筋であろう。やや大袈裟に言えば、剥奪された自由を取り戻すことができるか否かという問題であろう。市場重視、地方分権、アカウンタビリティとトランスペアレンシーの改善、経済的弱者の救済、貧困層をマーケットの活動から遠ざけるな、などと言ってみても、相対立する評価があり判断や思惑があつて、スローガン通り都合よく事態は進展しない。対立するステークホルダーや抵抗勢力がい

て、実際に行い得る選択の余地は狭く、スローガンとは逆の旧態依然たる対応が行われているのが、観察された実態である。

移動精米業を新たなビジネスモデル、あるいは新たな企業家の発現と捉えて、資金不足の解消、技術の改善、法制度の整備などの支援を与える動きは今のところ見られない。アマルティア・センの概念を借りれば、「優しい開発」の建前の下で、貧しく弱い者には「苛烈な開発」がまだ続きそうである。

（よねくら ひとし／東北大学大学院農学研究科教授）

《参考文献》

- ① 佐藤百合編『インドネシアの経済再編—構造・制度・アクター』アジア経済研究所、二〇〇四年。
- ② 松井和久編『インドネシアの地方分権化』アジア経済研究所、二〇〇三年。
- ③ 米倉等・ジャムハリ「中部ジャワの米生産地域における流通市場と米商人—ヨグヤカルタ、セイエガン郡の事例研究」高根務編『アフリカとアジアの農産物物流』アジア経済研究所、二〇〇三年。
- ④ Sen, Amartya, *Development as Freedom*, New York: Alfred A. Knopf, 1999（石塚雅彦訳『自由と経済開発』日本経済新聞社、二〇〇〇年）。